

財務省告示第百二号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年三月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称	第一回	記号	総額 総額 金額の	総額 総額 金額の
一六九八 円千百十 四九九 百十億 八四九 十万千	総買 入価 額の	円三九 百十億 九三 万千	総額 総額 金額の		